

第43回定時株主総会資料

電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく
書面交付請求による交付書面に記載しない事項

- 連結計算書類

- 「連結注記表」

- 計算書類

- 「個別注記表」

第43期（2023年1月1日から2023年12月31日まで）

株式会社山田債権回収管理総合事務所

上記事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、
書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載してお
りません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、
株主の皆様に電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書
面を一律でお送りいたします。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- | | |
|--------------|----------------------------------|
| ・連結子会社の数 | 2社 |
| ・主要な連結子会社の名称 | 株式会社山田資産コンサル
ワイエスインベストメント株式会社 |

② 非連結子会社の状況

- | | |
|---------------|---|
| ・主要な非連結子会社の名称 | 行政書士法人山田合同事務所
山田事業承継・M&A株式会社
社会保険労務士法人山田合同事務所
行政書士法人YMD合同事務所 |
|---------------|---|

・連結の範囲から除いた理由
非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

- | | |
|-------------------------|----|
| ・持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数 | －社 |
|-------------------------|----|

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- | | |
|--------------------------|----|
| ・持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の数 | 5社 |
|--------------------------|----|

- | | |
|------------|---|
| ・主要な会社等の名称 | 行政書士法人山田合同事務所
山田事業承継・M&A株式会社
社会保険労務士法人山田合同事務所
行政書士法人YMD合同事務所 |
|------------|---|

・非連結子会社
関連会社
エスアンドワイパートナーズ株式会社

・持分法を適用しない理由
各社の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

- (3) 連結の範囲又は持分法の適用の範囲の変更に関する注記
該当事項はありません。
- (4) 連結子会社の事業年度等に関する事項
すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。
- (5) 会計方針に関する事項
- ① 重要な資産の評価基準及び評価方法
- イ. 有価証券
その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの
連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- 市場価格のない株式等
移動平均法による原価法
なお、投資事業有限責任組合及びこれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。
- ロ. 棚卸資産
- ・販売用不動産
個別法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
- ・仕掛品
個別法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
- ハ. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建の資産及び負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式等を除き、決算時の為替相場による円換算額を付しております。
- ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- イ. 有形固定資産（リース資産
を除く）
定率法
ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備は定額法によっています。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物 15年～47年
- ロ. 投資不動産
定率法
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物 15年～47年
- ハ. リース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっています。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により回収不能見込額を計上しております。貸倒懸念債権等特定の債権については、担保処分等により回収が見込まれる債権に関しては個別に回収可能性を勘案した上で回収不能見込額を計上し、それ以外の債権に関しては平均見積回収期間における回収可能性を勘案した上で回収不能見込額を見積り、購入債権（バルク）単位で集合的に引当計上しております。また、回収が見込めない個別の事象が発生した債権については、その全額を回収不能見込額として引当計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち、当連結会計年度の負担額を計上しております。

ハ. 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社と顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

イ. サービサー事業

サービサー事業においては、主として買取債権の回収業務及び債権回収受託業務を行っております。

買取債権の回収業務においては、買取債権の回収金額が買取債権の取得価額（又は簿価）に達するまでは収益の認識を行わないこととする原価回収基準を採用し、買取債権の回収金額のうち取得価額（又は簿価）を超過した金額を買取債権の回収益として認識しております。当該回収益は、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」の範囲に含まれる取引であり、企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」の適用範囲外となっております。

債権回収受託業務においては、顧客（委託元）との回収受託契約に基づく債権回収受託サービスの提供を履行義務として識別しております。当該履行義務は受託債権の回収サービスの提供による回収金額に応じて充足されることから、回収受託期間における回収金額の実績により収益を認識しております。

なお、取引（債権回収受託サービス）の対価は月毎に精算をし、履行義務が充足した時点から概ね1ヶ月以内に支払いを受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

ロ. 派遣事業

派遣事業においては、派遣先会社等との間で締結する労働者派遣基本契約に基づく労働者派遣サービスの提供を履行義務として識別しております。

当該履行義務は派遣人員の労働力の提供に応じて充足されことから、派遣期間における稼働（労働）時間の実績により収益を認識しております。

なお、取引（労働者派遣サービス）の対価は、月毎に精算をし、履行義務が充足した時点から概ね1ヶ月以内に支払いを受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

ハ. 不動産ソリューション事業

不動産ソリューション事業においては、主として底地等の不動産販売業務及び不動産仲介業務を行っております。

底地等の不動産販売業務においては、顧客（買主）との不動産売買契約に基づく目的不動産の引き渡しを履行義務として識別しております。当該履行義務は売買代金と引き換えに目的不動産を引き渡すことにより充足されることから、引き渡し完了時に当該売買価格を収益として認識しております。

なお、顧客（買主）との約束（契約）の性質が代理人に該当する取引については、顧客（買主）から受け取る対価の額から売上原価を控除した純額を収益として認識しております。

不動産仲介業務においては、顧客(売主または買主)との不動産媒介契約に基づく不動産仲介サービスの提供を履行義務として識別しております。当該履行義務は対象不動産の引き渡しと売買代金の支払いが完了することにより充足されることから、引き渡し完了時に不動産売買価格に応じた仲介手数料を収益として認識しております。

⑤ その他連結計算書類作成のための重要な事項

- | | |
|-----------------|--|
| イ. 退職給付に係る負債の計上 | 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務に基づき計上しております。 |
| ロ. 消費税等の会計処理 | 控除対象外消費税等については、当連結会計年度の費用として処理しております。 |

2. 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することいたしました。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

貸倒引当金

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額（単位：千円）

	当連結会計年度
貸倒引当金	△761,536

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループの貸倒引当金は、売掛債権等の金銭債権及び買取債権の貸倒れによる損失に備えるため、回収可能性を見積り、貸倒引当金を計上しております。

一般債権については貸倒実績率により回収不能見込額を計上しております。貸倒懸念債権等特定の債権については、担保処分等により回収が見込まれる債権に関しては個別に回収可能性を勘案した上で回収不能見込額を計上し、それ以外の債権については平均見積回収期間における回収可能性を勘案した上で回収不能見込額を見積り、購入債権（バルク）単位で集合的に引当計上しております。また、回収が見込めない個別の事象が発生した債権については、その全額を回収不能見込額として引当計上しております。

一般債権に係る相手先の財政状態が悪化した場合や買取債権に係る個別の事象の発生状況等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌連結会計年度以降において認識する貸倒引当金の金額に重要な影響を与える可能性があります。

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額（単位：千円）

	当連結会計年度
繰延税金資産（純額）	860
（繰延税金負債と相殺前）	41,570

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産は、会計上と税務上の違いから生じる一時差異等に係る税金の額について、税効果会計を適用し将来において回収が見込まれない税金の額を除き計上しております。

繰延税金資産の回収可能性の判断に使用する将来の課税所得の見積りについては、当社グループの事業計画を基礎とし、買取債権の回収の過程で取得した不動産の売却を含む買取債権の回収計画等を主要な仮定としております。

これらの仮定は、将来の不確実な経済状況の変動によって影響を受ける可能性があり、実際に生じた時期及び金額が見積りと異なる場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

- | | |
|--------------------------|-----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 230,601千円 |
| (2) 投資不動産の減価償却累計額 | 40,837千円 |
| (3) 当座貸越契約及びコミットメントライン契約 | |

当社は、サービス業務に関して行う債権の買取資金及び株式・出資金等に対する投資資金の効率的な調達を行うため、取引金融機関と当座貸越契約及び実行可能期間付タームローン契約を締結しております。この契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額及び実行可能期間付タームローン契約の総額	3,600,000千円
借入実行額	2,400,000千円
差引額	1,200,000千円

5. 連結損益計算書に関する注記

顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「8. 収益認識に関する注記 (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	4,268,000株	－株	－株	4,268,000株

- (2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	8,434株	－株	－株	8,434株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

2023年3月30日開催の第42回定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金の総額	42,595千円
・配当原資	利益剰余金
・1株当たり配当金額	10円
・基準日	2022年12月31日
・効力発生日	2023年3月31日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

2024年3月28日開催の第43回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

・配当金の総額	42,595千円
・配当原資	利益剰余金
・1株当たり配当金額	10円
・基準日	2023年12月31日
・効力発生日	2024年3月29日

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、サービサー法に規定されている金融機関等が有する貸付債権等の金銭債権（以下「特定金銭債権」という。）の買取及び受託ならびに当該買取債権及び受託債権の管理回収に関する業務を行っております。これらの業務を行うため、必要な資金については銀行借入により調達しております。デリバティブ等の投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

売掛金及び未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。

特定金銭債権は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式と事業再生等の組合出資金であり、それぞれ市場価格の変動リスク及び実質価額の変動リスクに晒されております。

買掛金及び未払金は、ほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金は主に特定金銭債権の買取に係る資金調達であります。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、金利の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先及び顧客の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社の売上債権管理規程に従い、取引先及び顧客ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ. 市場リスク（不動産市況や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

組合出資金については、不動産市況や出資先の業績の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、月次データに基づき資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 買取債権 貸倒引当金 (※ 2)	4,733,263		
	△761,536		
	3,971,726	3,971,726	—
(2) 投資有価証券 (※ 3) その他有価証券			
	217,490	217,490	—
(3) 差入保証金・敷金	163,869	163,041	△828
資産計	4,353,087	4,352,258	△828
(1) リース債務 (※ 4)	123,059	125,157	2,097
(2) 長期借入金 (※ 5)	200,000	199,807	△192
(3) 預り保証金	25,452	23,599	△1,853
負債計	348,512	348,564	51

(※ 1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「未収入金」、「買掛金」、「短期借入金」、「未払金」、「未払法人税等」、「預り金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

(※ 2) 買取債権に計上している貸倒引当金を控除しております。

(※ 3) 以下の金融商品は、市場価格のない株式等であるため、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度 (千円)
非上場株式	23,947
組合出資金	46,327

投資事業組合出資金は「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に従い、時価開示の対象とはしておりません。

(※ 4) リース債務はリース債務（流動負債）とリース債務（固定負債）の合計額であります。

(※ 5) 1年以内返済予定の長期借入金は「(2) 長期借入金」に含めて表示しております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度(2023年12月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	217,490	—	—	217,490
その他	—	—	—	—
資産計	217,490	—	—	217,490

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度(2023年12月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買取債権	—	—	3,971,726	3,971,726
差入保証金・敷金	—	163,041	—	163,041
資産計	—	163,041	3,971,726	4,134,768
リース債務	—	125,157	—	125,157
長期借入金	—	199,807	—	199,807
預り保証金	—	23,599	—	23,599
負債計	—	348,564	—	348,564

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式及びその他は相場価格を用いて評価しております。上場株式及びその他は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

買取債権

買取債権については、将来キャッシュ・フローの見積り及び担保による保全状況に基づいて貸倒見積り高を算定しているため、時価は連結決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似していることから、当該価額をもって時価としており、レベル3に分類しております。

差入保証金・敷金

差入保証金・敷金の時価は、返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2に分類しております。

リース債務

リース債務の時価は、元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

預り保証金

預り保証金の時価は、返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報（自2023年1月1日 至2023年12月31日）

(単位：千円)

	報告セグメント				合計
	サービス事業	派遣事業	不動産ソリューション事業	その他 (注) 1	
債権回収受託手数料	33,312	—	—	—	33,312
派遣料収入	—	1,343,411	—	—	1,343,411
不動産販売	137,000	—	358,670	—	495,670
仲介手数料等	—	—	7,683	—	7,683
その他	1,042	—	—	4,572	5,614
顧客との契約から 生じる収益	171,354	1,343,411	366,353	4,572	1,885,691
その他の収益(注) 2	577,608	—	19,833	—	597,441
外部顧客への売上高	748,963	1,343,411	386,187	4,572	2,483,133

- (注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、測量事業・投資事業等を含んでおります。
2. 「その他の収益」は、「金融商品に関する会計基準」に基づく買取債権の回収による収入及び「リース取引に関する会計基準」に基づく不動産賃貸収入であります。
- (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 (5) 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高

(単位：千円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	127,570	121,726
契約負債	3,100	800

- (注) 1. 連結貸借対照表において、顧客との契約から生じた債権は「売掛金」に、契約負債は流動負債区分の「その他」に含まれております。
2. 契約負債は、主に、底地等に係る不動産売買契約に基づいて、顧客から受け取った手付金等の前受金に関するものであります。契約負債は収益の認識に伴い取り崩されます。
3. 当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、3,100千円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 767円35銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 28円26銭 |

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

① 子会社株式	移動平均法による原価法
② その他有価証券	市場価格のない株式等以外のもの 事業年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
市場価格のない株式等	移動平均法による原価法 なお、投資事業有限責任組合及びこれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能の最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

棚卸資産

・販売用不動産	個別法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
・仕掛品	個別法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建の資産及び負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式等を除き、決算時の為替相場による円換算額を付しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

・有形固定資産（リース資産を除く）	定率法 ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備は定額法によっています。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 15年～47年
・投資不動産	定率法 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 15年～47年
・リース資産	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

・貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により回収不能見込額を計上しております。貸倒懸念債権等特定の債権については、担保処分等により回収が見込まれる債権に関しては個別に回収可能性を勘案した上で回収不能見込額を計上し、それ以外の債権に関しては平均見積回収期間における回収可能性を勘案した上で回収不能見込額を見積り、購入債権（バルク）単位で集合的に引当計上しております。また、回収が見込めない個別の事象が発生した債権については、その全額を回収不能見込額として引当計上しております。

・賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。

・退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、計上しております。

・役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当事業年度未支給額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

イ. サービサー事業

サービス事業においては、主として買取債権の回収業務及び債権回収受託業務を行っております。

買取債権の回収業務においては、買取債権の回収金額が買取債権の取得価額（又は簿価）に達するまでは収益の認識を行わないこととする原価回収基準を採用し、買取債権の回収金額のうち取得価額（又は簿価）を超過した金額を買取債権の回収益として認識しております。当該回収益は、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」の範囲に含まれる取引であり、企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」の適用範囲外となっております。

債権回収受託業務においては、顧客（委託元）との回収受託契約に基づく債権回収受託サービスの提供を履行義務として識別しております。当該履行義務は受託債権の回収サービスの提供による回収金額に応じて充足されることから、回収受託期間における回収金額の実績により収益を認識しております。

なお、取引（債権回収受託サービス）の対価は月毎に精算をし、履行義務が充足した時点から概ね1ヶ月以内に支払いを受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

ロ. 派遣事業

派遣事業においては、派遣先会社等との間で締結する労働者派遣基本

契約に基づく労働者派遣サービスの提供を履行義務として識別しております。

当該履行義務は派遣人員の労働力の提供に応じて充足されることから、派遣期間における稼働（労働）時間の実績により収益を認識しております。

なお、取引（労働者派遣サービス）の対価は、月毎に精算をし、履行義務が充足した時点から概ね1ヶ月以内に支払いを受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

控除対象外消費税等については、当事業年度の費用として処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することいたしました。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

貸倒引当金

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額（単位：千円）

	当事業年度
貸倒引当金	△761,536

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社の貸倒引当金は、売掛債権等の金銭債権及び買取債権の貸倒れによる損失に備えるため、回収可能性を見積り、貸倒引当金を計上しております。

一般債権については貸倒実績率により回収不能見込額を計上しております。貸倒懸念債権等特定の債権については、担保処分等により回収が見込まれる債権に関しては個別に回収可能性を勘案した上で回収不能見込額を計上し、それ以外の債権については平均見積回収期間における回収可能性を勘案した上で回収不能見込額を見積り、購入債権（バルク）単位で集合的に引当計上しております。また、回収が見込めない個別の事象が発生した債権については、その全額を回収不能見込額として引当計上しております。

一般債権に係る相手先の財政状態が悪化した場合や買取債権に係る個別の事象の発生状況等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度以降において認識する貸倒引当金の金額に重要な影響を与える可能性があります。

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額（単位：千円）

	当事業年度
繰延税金資産（純額）	—
(繰延税金負債と相殺前)	40,051

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産は、会計上と税務上の違いから生じる一時差異等に係る税金の額について、税効果会計を適用し将来において回収が見込まれない税金の額を除き計上しております。

繰延税金資産の回収可能性の判断に使用する将来の課税所得の見積りについては、当社の事業計画を基礎とし、買取債権の回収の過程で取得した不動産の売却を含む買取債権の回収計画等を主要な仮定としております。

これらの仮定は、将来の不確実な経済状況の変動によって影響を受ける可能性があり、実際に生じた時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

- | | |
|--------------------------|-----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 228,174千円 |
| (2) 投資不動産の減価償却累計額 | 40,837千円 |
| (3) 関係会社に対する短期金銭債権 | 132,034千円 |
| (4) 関係会社に対する短期金銭債務 | 105,749千円 |
| (5) 関係会社に対する長期金銭債務 | 6,203千円 |
| (6) 当座貸越契約及びコミットメントライン契約 | |

当社は、サービス業務に関して行う債権の買取資金及び株式・出資金等に対する投資資金の効率的な調達を行うため、取引金融機関と当座貸越契約及び実行可能期間付タームローン契約を締結しております

す。この契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額及び実行可能期間付タームローン契約の総額	3,600,000千円
借入実行額	2,400,000千円
差引額	1,200,000千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引	1,119,083千円
営業外取引	15,305千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	8,434株	一株	一株	8,434株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金繰入限度超過額	232,877千円
税務上の繰越欠損金	435,162千円
退職給付に係る負債否認	83,727千円
役員退職慰労引当金否認	193,755千円
未払事業税	3,624千円
賞与引当金否認	5,320千円
減損損失否認	31,257千円
投資有価証券評価損否認	10,848千円
繰延資産償却超過額	169千円
資産除去債務	3,150千円
その他	21,489千円
繰延税金資産小計	1,021,385千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△422,279千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△559,055千円
評価性引当額小計	△981,334千円
繰延税金資産合計	40,051千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△45,904千円
資産除去債務対応資産	△376千円
繰延税金負債合計	△46,281千円
繰延税金負債の純額	△6,230千円

8. リースにより使用する固定資産に関する注記

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	54,223千円
1年超	597千円
合計	54,821千円

9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	司法書士法人 山田合同事務所	—	役員の兼任	労働者派遣業務 (注)(1)	933,910	売掛金	86,057
				出向者に係る人件費及び経費等ならびに派遣労働者に係る経費等の立替(注)(2)	309,205	立替金未払金	13,760 5,749
親会社	土地家屋調査士法人 山田合同事務所	—	役員の兼任	労働者派遣業務 (注)(1)	150,897	売掛金	13,388
				出向者に係る人件費及び経費等ならびに派遣労働者に係る経費等の立替(注)(2)	82,892	立替金	7,420

(注) 取引条件ないし取引条件の決定方針等

- (1) 労働者派遣業務報酬は、派遣労働者の人件費に一定割合を乗じて決定しております。
- (2) 出向者に係る人件費及び経費等ならびに派遣労働者に係る経費等の立替は、実際発生額を精算したものであります。

(2) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の 所有(被所 有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	ワイエスイ ンベストメ ント(株)	所有 直接100.0%	役員の兼任	資金の借入 (注)(1) 資金の借入	100,000	短期借入金	100,000
子会社	山田事業承 継・M & A (株)	—(注)(2)	役員の兼任	出向者に係 る人件費及 び経費等な らびに派遣 労働者に係 る経費等の 立替 (注)(3)	12,176	立替金	91

(注) 取引条件ないし取引条件の決定方針等

- (1) 借入金の金利については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。
- (2) 当社代表取締役の山田晃久が、議決権の100%を直接所有しております。
- (3) 出向者に係る人件費及び経費等ならびに派遣労働者に係る経費等の立替は、実際発生額を精算したも
のであります。

(3) 当社と同一の親会社を持つ会社

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の 所有(被所 有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
当社と同一の 親会社を持つ 会社	(株)山田エス クロ一信託	ー(注)(1)	兄弟会社	労働者派遣業務 (注)(2)	258,603	売掛金	21,127
				出向者に係る人 件費及び経費等 ならびに派遣労 働者に係る経費 等の立替 (注)(3)	47,959	立替金	844
				不動産転貸によ る保証金の預り (注)(4)	—	預り保証金	11,054

(注) 取引条件ないし取引条件の決定方針等

- (1) 当社の親会社である司法書士法人山田合同事務所の代表者山田晃久氏（当社代表取締役）が、議決権の100%を直接所有しております。
- (2) 労働者派遣業務報酬は、派遣労働者の人件費に一定割合を乗じて決定しております。
- (3) 出向者に係る人件費及び経費等ならびに派遣労働者に係る経費等の立替は、実際発生額を精算したものであります。
- (4) 不動産転貸による預り保証金は、当社が賃貸人に対して差入れた保証金に基づき、転貸しているフロア面積比に応じて決定しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	657円26銭
(2) 1株当たり当期純利益	9円66銭

11. その他の注記

(退職給付に関する注記)

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、退職金規程に基づく退職一時金制度及び確定拠出制度を採用しております。

(2) 退職給付債務及びその内訳

① 退職給付債務	273,798千円
② 退職給付引当金	273,798千円

(3) 退職給付費用の内訳

① 勤務費用	27,645千円
② 退職給付費用合計	27,645千円

(4) 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額は16,761千円であります。